

令和元年

健康福祉委員会

9月19日

豊明市議会

健康福祉委員会会議録

令和元年9月19日

午前10時00分 開会

午前11時10分 閉会

1. 出席委員

委員長	鵜飼 貞雄	副委員長	月岡 修一
委員	服部 龍一	委員	堀内 ちほ
委員	中村 めぐみ	委員	郷右近 修
委員	近藤 善人		
議長	三浦 桂司		

2. 欠席委員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	鈴木 美智雄	議事課長	近藤 恒明
議事課長補佐 兼庶務担当係長	西山 紳	議事課主査	荻 正幸

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小浮 正典	副市長	坪野 順司
健康福祉部長	伊藤 正弘	社会福祉課長	近藤 有紀子
健康長寿課長	小川 正寿	保育課長	浅井 俊一
指導保育士	樋口 桂子	子育て支援課長	二宮 眞由美
健康長寿課長補佐	松本 小牧	保育課長補佐	今枝 翼
子育て支援課長補佐	川原 静恵		

5. 傍聴議員

いとう ひろし	林 ゆきひろ	ごとう 学	青木 亮
近藤 ひろひで	清水 義昭	宮本 英彦	近藤 千鶴
一色 美智子	近藤 郁子	毛 受明宏	ふじえ 真理子

6. 傍聴者

なし

午前10時開会

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） おはようございます。定刻に御参集いただきありがとうございます。

ただいまから健康福祉委員会を開会いたします。

会議に先立ちまして、市長より挨拶をお願いします。

小浮市長。

○市長（小浮正典君） おはようございます。

けさといいますか、きょうは市内の公立中学校、3つの学校、いずれも体育大会をやっております。この委員会の前の落ちつかない状態で議長、副議長、そして、また、委員長もお越しいただきまして、本当にありがとうございました。感謝申し上げます。

本日の健康福祉委員会に付託されました案件は7つの議案でございます。慎重なる審査をいただきますよう、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ありがとうございます。

続いて、議長出席でありますので、挨拶をお願いします。

三浦議長。

○議長（三浦桂司議員） いずれも市民生活に直結する議案ですので、慎重かつ迅速に議論をしていただくようお願いしておきます。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ありがとうございます。

これより会議を開きます。

ここでお諮りいたします。市長並びに本日の議事に直接関係しない職員は自席待機といたしたいが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 御異議なしと認めます。

市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合には出席をいただきますので、よろしくをお願いします。

それでは、市長並びに本日の議事に直接関係しない職員は御退席を願います。

（関係職員以外退席をなす）

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 本日の傍聴については、申し合わせに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可します。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

当局におかれましては、反問権を行使される場合は意思表示を明確にされ、論点を整理して反問されますようお願いいたします。

では、初めに、議案第63号 豊明市子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案件について、理事者の説明を求めます。

浅井保育課長。

○保育課長（浅井俊一君） それでは、議案第63号 豊明市子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを御説明いたします。

この案を提出するのは、幼児教育・保育の無償化に伴う子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の施行により関係条例の整理が必要であるからでございます。

では、1枚おめくりをいただきます。

この条例は、幼児教育・保育の無償化に関連して子ども・子育て支援法を初めとする関係法令が改正されたことから、10月からの無償化実施に合わせ、5本の関連条例について内容の整理を行うものでございます。

主な内容について御説明をいたします。

まず、第1条においては、豊明市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例を廃止いたします。条例の主な内容となっております平成27年度からの子ども・子育て支援新制度における新制度幼稚園の利用料設定が不要となるほか、その他の必要事項を規則にて規定し直すことにより条例を廃止するものでございます。

続きまして、第2条におきましては、豊明市保育の必要性の認定に関する条例の一部改正を行います。幼児教育・保育無償化に際しては、保育の必要性のある幼稚園、認可外保育施設等の利用者も新たな認定対象となるため、根拠となる子ども・子育て支援法の条項を変更するものでございます。

続きまして、第3条においては、豊明市保育所保育の実施条例について一部改正を行います。条例にて規定する保育料について3歳以上児の徴収義務を外すほか、制度改正に合わせた語句の整理などを行います。

第4条においては、豊明市病後児保育室設置条例の一部改正を行います。幼児教育・保育無償化の対象となり、使用料が無料となる場合を想定した納入義務の除外を規定いたします。

第5条においては、豊明市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正を行います。今回の幼児教育・保育の無償化に際し、3歳以

上児への食事の提供に関して低所得世帯及び第3子以降の子ども等を除き、副食費の徴収の対象とする等の内容で国の基準を定める内閣府令が改正されたことへの対応を含めまして、条例の記述方法を個々に項目立てに条立てして記載している方法から一括して国の基準どおりとする形に改めるものでございます。

なお、この条例は令和元年10月1日から施行し、令和元年9月以前の入所に係る保育料、または利用に係る利用者負担については改正前の条例の規定がなお効力を有するものとします。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 途中にも御説明はありましたが、改めて給食費のこの条例改定及び無償化前と後について簡単に扱いの説明をお願いします。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁を願います。

浅井課長。

○保育課長（浅井俊一君） 今回の無償化に伴いまして、給食費につきましては基本的には今まで保育料に含まれているという形での運用でありましたけど、そちらのほうが保育の面からいきますと保育料から切り出される形になりまして、これは3歳以上だけになりますが、金額としては国の基準でいきますと4,500円という金額になりますが、その4,500円について別途徴収をいただくという形になります。ほかの保育料は無償となりますけども、その部分については有料となるというところで、見える形で4,500円として徴収をします。ただし、所得の少ない、基準としましては収入360万未満の世帯につきましては、そちらの徴収義務がない形の規定をいたします。

以上です。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

近藤善人委員。

○近藤善人委員 これによって対象となる児童数と影響額をお願いいたします。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁を願います。

浅井課長。

○保育課長（浅井俊一君） 実際の影響となる部分というのは保育に限った部分ということではよろしいですか。

(はいの声あり)

○保育課長（浅井俊一君） そうしますと、大体……。

ちょっと確認して後からお答えします。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） では、ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 今回の改正で未満児の低所得者も無償化の対象となると思うんですけども、この条例のどの部分に記載がありますでしょうか。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁を願います。

浅井課長。

○保育課長（浅井俊一君） 今回、まず、豊明市の条例でいきますと、3歳未満児につきましては既に非課税の方については無償化をされているような形になっておりますので、今回の基準としてはございません。

以上です。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 途中で対象になる保育園についてもお話がありました。認可外についても対象になるということでしたけれど、逆に、豊明市内で保育のサービスを行っていて、今回、無償化の対象外になるような事業所というのはあるんでしょうか。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁を願います。

浅井課長。

○保育課長（浅井俊一君） 今回、対象にするためには市町村が確認という作業をしなきゃいけないということになっていますが、そちらの上では今のところ市内の幼稚園、保育園、それから、あと、地域型保育事業所、それから、認可外の事業所が今4園あります。そちらのほうは一応対象になるということで、それ以外のものは今のところ何か届け出があるということではございませんので、ちょっと把握できておりません。

以上です。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

浅井課長。

○保育課長（浅井俊一君） 先ほどの近藤善人委員の御質問の回答でございます。一応、保育料の部分としまして影響する部分としては想定では945人というところでお願いいたします。

以上です。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 第4条の豊明市の病後児保育室設置条例の改正後の第4条の、ごめんなさい、新旧対照表の7ページになるんですけれども、下線部の最初のほうの施設等利用給付認定子どもという文言があるんですけれども、これは何でしょうか、教えていただきたいです。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

浅井課長。

○保育課長（浅井俊一君） 今回、無償化の対象にする部分としましては、まず、通常の保育、それから、保育園に通っていただいている方というのがあります。あと、今の新制度の子ども・子育て支援法に基づく幼稚園、保育園、保育所、そのあたりは対象になっております。それ以外の部分は別に給付をするようなスタイルになります。そちらのほうがこの施設等利用給付という形になります。該当するものとしましては旧制度の幼稚園です。豊明市にある幼稚園は全て旧制度の幼稚園なんですけど、そちらのほう、それから、あと、認可外の保育所、あと、それ以外に、先ほど郷右近委員からちょっと話が出ましたけども、それ以外で私どもが確認をするような施設というようなものでございます。

以上です。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 ごめんなさい、もう一つ、その下線部の最後のほうの支給すべき額の限度における利用に限るとありますが、これもどういうことなのか、お願いします。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

浅井課長。

○保育課長（浅井俊一君） これは国の要綱において限度額というのが一応1万1,300円というふうに政令で決められておりますので、その限度額までに係るという部分でございます。

以上です。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 議案第63号 豊明市子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、賛成の立場ですが、少しお話もさせていただきます。

女性の社会参加の点、そして、子どもの健やかな成長の点でも保育の無償化というのは必要なことであり、賛成であります。ただ、今回お答えもいただいた一部の給食費の扱いが完全な保育の無償化を考慮、考えると、不十分な点にはなるのかなというふうに思っています。それが保護者の目線から見たもので、あと、また、行政の部分としても公立の幼保の扱いと認可外の扱いで国からの費用の入り方についても格差がついたような状況からスタートするという点では、今後、本当の意味での無償化に向けて頑張っていただきたいという御意見もお話しして賛成とします。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 議案第63号、賛成の立場で、簡潔ですが、討論させていただきます。

3歳未満児の低所得者についてはもう既に無償になっていること、そして、今回の改正で3歳以上児の世帯も負担軽減となるため、賛成といたします。

以上です。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第63号については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第63号については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第69号 豊明市総合福祉会館条例の一部改正についてを議題とします。

本案件について、理事者の説明を求めます。

近藤社会福祉課長。

○社会福祉課長（近藤有紀子君） それでは、議案第69号 豊明市総合福祉会館条例の一部改正について御説明いたします。

この案を提出いたしますのは、使用料の適正化を図るため、豊明市総合福祉会館条例の一部を改正する必要があるからです。

それでは、改正内容を御説明いたします。

第9条中の別表中、豊明市総合福祉会館使用料金を参考資料のとおり改正いたします。

附則の中で経過措置のただし書きがございますのは、利用前に申し込みし、許可を受けた者に対して現行料金を適用するためでございます。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 この条例の実際の施行が来年の4月1日ということですが、中身そのものとしては増税に伴う対応ということで受けとめてよろしいのでしょうか。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

近藤課長。

○社会福祉課長（近藤有紀子君） 使用料につきましてはおおむね4年に1度の検討が行われておりまして、直近では平成26年度の施行となっております。その4年後ですと平成30年度施行となりますが、消費税の変更も予定されていたことから、今年度のタイミングを検討時期とし、改正とさせていただいたものです。

以上です。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 この会館の趣旨からしても、利用される方というのは特定の限られた方になるということだと思っておりますけれども、実際の実績、利用者数とか利用金額、今回でいえば影響額なんかがわかっただけであればお答えいただきたいと思っております。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

近藤課長。

○社会福祉課長（近藤有紀子君） この会館のまず趣旨についてでございますが、市民の方の福祉活動の向上と実際に福祉を利用されるような高齢者の方、心身障がい者の方の利用に関する利用促進を狙ったものと考えております。

実際にこの会館の利用でございますが、利用することができる者は市内に居住するおおむね60歳以上の者と心身障がい者、福祉関係団体、その他市長が適当と認めた者となっております。今回の使用料が発生するのはその他市長が適当と認めた者に該当いたします。こちらのほうは平成26年度に1件利用実績が議員の方の後援会会合の開催であったのみで、以降はございません。2番目の福祉関係団体のほうに登録する条件といたしましてはボランティアセンターへの登録となっておりますが、その条件としては申請書と規約を出

していただく。あとは何らかの福祉関係の活動に取り組んでいただくことを条件としております。例えば囲碁クラブとか、そういったような団体さんが小学生に囲碁を教えるとか、そういったことも福祉活動としておりますので、できればこの2番目の福祉関係団体、ボランティアセンターへの登録をしていただくことで地域の福祉の向上も狙っております。そういったこともございまして使用料がほとんど発生していないというような状況になっております。

それと、実際の利用状況でございますが、大会議室につきましては先日の決算委員会でお答えさせていただいたとおりでございますが、平成30年度には貸出回数が580回、視聴覚室は460回、それぞれ大会議室のほうは23団体、視聴覚室は21団体で、利用人数のほうも大会議室、1万1,767人、視聴覚室が5,601人となっております。

以上でございます。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 今回の貸出回数と利用人数があつたんですけれども、この利用状況というのは過去から見てふえてきているのでしょうか。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

近藤課長。

○社会福祉課長（近藤有紀子君） 若干ふえているという程度でございます。

以上です。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 若干ふえているということなんですけれども、今までも今後にもなると思うんですけれども、どんなふやす努力をしているのでしょうか。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

近藤課長。

○社会福祉課長（近藤有紀子君） ふえている、減っているの増減につきましては、例えば関連団体が県の何か役を引き受けたりとか、そういったようなことがあると急激にふえたりですとかという年度によるでこぼこが、増減がございます。ふやす努力というふうにおっしゃられましたが、まず福祉団体への登録をしていただいて活動を伸ばしていただくというのを趣旨としております。一般の方々の利用も逆にふやすような形をとりますと、そういった本来の趣旨である福祉活動の推進ですとか、あと、何らか福祉を受けるような方々の利用の促進というところに逆に影響してしまいますので、積極的には進めておりま

せん。

それと、先日の決算委員会でもこれもお答えしたことでございますが、実際、利用が集中するのが土日であったりだとか、あるいは金曜日の夜であったりとか、平日ですとなかなか一般の方が利用しにくい時間帯もございますので、一概に周知を広めたからといって利用数がふえるものとは考えておりません。

以上です。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

中村委員。

○中村めぐみ委員 議案第69号について、反対の立場で討論をします。

利用をふやす努力というのは先ほどのお話を聞いてわかる部分もあるんですけども、そもそも消費税の増税の時期と使用料、4年に1度というお話もあったんですけども、使用料と増税の時期が同じこのタイミングで上げるということ、あと、ふやす額についてちょっと大幅なこともあり、反対といたします。

以上です。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

服部委員。

○服部龍一委員 議案第69号に対しまして賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほどもあったんですけども、4年に1度の見直しということ、それと、消費税の増税に伴うこのタイミングでということで、全体的に見てこれぐらいの金額が相当ではないかなと感じます。

以上で賛成の立場での討論といたします。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 議案第69号 豊明市総合福祉会館条例の一部改正について、反対の立場で討論をします。

質問のお答えをいただいて、4年に1度の改定のタイミングということで、それ自身はこれまでの運用と変わるところはなく、その上で増税も考慮して今回改定をというお話でした。引き上げそのものについては、庶民層の特に低所得の方の暮らしというのが実際のお話を聞いてみますと、収入や所得が社会全体で引き上げがない状況の中で税や料金の負

担が引き上がるということ自身にはそもそも反対なんですけれども、それに加えて今回の消費税増税も加味した中身での引き上げという点では、やはりできるだけ住民の福祉の向上や、あと、税負担、料金負担の軽減に向けて頑張っていたきたいという立場から反対をするものであります。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第69号については原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 賛成多数であります。よって、議案第69号については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第70号 豊明市障がい児特別支援療育事業の実施に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案件について、理事者の説明を求めます。

浅井保育課長。

○保育課長（浅井俊一君） それでは、議案第70号 豊明市障がい児特別支援療育事業の実施に関する条例の一部改正についてを御説明いたします。

この案を提出するのは、幼児教育・保育の無償化に伴い、3歳から5歳までの児童を対象とする障がい児特別支援療育事業の利用に係る使用料を無料とするため必要があるからでございます。

では、1枚おめくりください。

この条例は、心身に障がいをもつ3歳から5歳の児童が保育所内で健常児とともに集団保育を行いながら養育支援を行う市の独自事業でございます。この事業の利用に係る使用料も今回の幼児教育無償化と合わせ、無料となるように改正するものでございます。条例における使用料及び減免に係る規定を削除いたします。

なお、この条例は令和元年10月1日から施行し、令和元年9月以前の利用に係る使用料については改正前の条例の規定がなお効力を有するものといたします。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

中村委員。

○中村めぐみ委員 基本的なことなんですけれども、この障がい児特別支援療育事業を行っているところを教えてください。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁を願います。

浅井課長。

○保育課長（浅井俊一君） 現在、東部保育園で1クラス10名、くま組という名前のクラスになっていますが、そちらのほうで行っております。

以上です。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 今10人というお答えがあったんですけれども、ここで利用している人数が10人で、別に対象者が10人というわけではもちろんないということですよ。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁を願います。

浅井課長。

○保育課長（浅井俊一君） そのとおりです。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 東部保育園は廃止になって民間になると思うんですけれども、この障がい児の事業は引き続き行われるのでしょうか。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

浅井課長。

○保育課長（浅井俊一君） 来年度からは青い鳥保育園のほうに部屋を1つ設けまして、そちらのほうで継続いたします。

以上です。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第70号については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第70号につい

ては、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第71号 豊明市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

本案件について、理事者の説明を求めます。

浅井保育課長。

○保育課長（浅井俊一君） それでは、議案第71号 豊明市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを御説明いたします。

この案を提出するのは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、国の基準に準ずる形とするため必要であるからでございます。

では、1枚おめくりください。

この条例は豊明市内での小規模保育事業や家庭的保育事業などについて、その設備や運営の基準を定めておりますが、従うべき基準及び参酌基準として国の基準省令をほぼそのまま条例のほうで規定してきております。

今回の改正は、家庭的保育事業者の連携施設及び給食提供の事前調理に関する経過措置の延長、連携施設の確保義務の緩和といった内容で国の基準省令が改正することへの対応も含めまして、条例の記述方法を個々に項目ごとに条立てして記載している形から一括して国の省令の内容に準じた形に改めるものでございます。

3条において、保育の面積基準等、改正前の豊明市条例で既に規定している、または運用にて国の基準を上回る部分については読みかえ規定により豊明市の基準を明記し、その他の部分については省令による基準どおりとするように規定いたします。

なお、この条例は公布の日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 資料をいただいて、資料を見ながらお話ししたいと思うんですけども、第3条の部分、最低基準の向上という部分で、これまではその基準というのが守るべき最低限の基準であり、そこからもっと水準をよくしていくために努力というものが求められる中身だったかと思うんですけど、これが削除というか、いわゆる目安のような意味合いに変わっているのかなというふうに感じるんですが、その点について御説明をお願いします。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

浅井課長。

○保育課長（浅井俊一君） この部分につきましてはもともとの基準の中に含まれているような内容でありまして、最低基準の向上につきましてはもちろん努めていかなきゃいけない部分ではあるかと思えます。今回は、私どものやっていることとしましては、今までほとんど国の基準どおりに進めているような形になってはいますが、明確に幾つか出している部分がありましたので、その部分については特出しした形で明確にさせていただいているというところがございますので、その部分につきましては最低基準よりも上回った形の取り組みをしているという立場になっておりますので、そういうスタイルで今回修正をしているというところがございます。

以上です。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 同じく資料の2ページで表が書いてある左側、右側の人数の基準や、あと、資格、面積などですけれど、これは右側のほうに読みかえるということですが、このことによってそれぞれの基準は一般的な保育園の基準と比べてどのような状況になるのか、教えていただきたいと思えます。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

浅井課長。

○保育課長（浅井俊一君） まず、最初の人数の基準のところがございます。そちらにつきましては、この基準の上ではこれは1歳児、2歳児に関する部分になってはいます。そちらにつきましては国の基準では子ども6人に対して1人保育士を置けばというところですが、今回私どもとしては1歳児につきましては5人という形をとっています。これは現在の保育所のほう、それから、あと、小規模事業所も含めてこの基準でやっていた形になってはいます。これは現状どおりという形になってはいます。

それから、あと、2つ目の保健師、看護師、または准看護師というところで、私どもとしては准看護師を除いている形になってはいますけれども、こちらのほうも准看護師は今のところおりませんので、除いた形で運用しているということになってはいます。

それから、一番下、こちらにつきましては、保育室の面積の基準になってはいます。1.65平方メートル以上となっているところにつきましては、この条項としましては該当する部分として事業所内保育事業所というのがございますが、その中の保育所型というところで、保育園と同じような基準でやるような、20人以上のところ限定しているような形でここ

は書いてあります。それ以外の部分は関係しない部分なんですけれども、ここに書いてある部分としましては、基本的に乳児室につきましては3.3平米以上、あと、それ以外につきましては1.98平米以上という形の基準になっていますが、この1.65平方メートルというのは、乳児の部分の面積を指定している話になっています。今回、私どもが3.3平米にしているというのは、これは県でもそういう話をするんですけれども、乳児からはいはいして歩き出すと、これは要はいはいして歩き出す面積を想定して3.3平米になっていますけど、そちらのほうに合わせた形で、どこでははいはいし出すかわからないというところがあるので、広めに基準をとっているというところがあります。そちらのほうも私どもはそのような形で合わせて今やっております。それから、あと、小規模保育事業所等もこの基準を守っていただいている形になっております。もちろんこの基準によってやっていただく形になっていますので、その部分についても現状どおりという形になります。

以上です。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

近藤委員。

○近藤善人委員 表なんですけども、非常におおむねという言葉がついているんですけども、6人、例えば7人だったり、5人だったり、そういう意味なんですかね。

それと、1歳児についてはおおむね5人ということなんですけども、こうすることによって保育士さんの数は変わるんでしょうか。お願いします。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

浅井課長。

○保育課長（浅井俊一君） まず、おおむねと言っているのは、人数配置としてはそうやって置きなさいということになります。ただし、例えばお昼休憩の時間帯とかという部分はどうしてもシフトを組んでいても穴がある部分ってやっぱり出てきますので、その部分についてはそこまでがちがちにするわけにはやっぱりまいりませんので、その部分でのおおむねという意味で解釈いただければと思います。

それから、あと、済みません、ちょっと今、もう一つの質問のほうが抜けてしまいましたけれども……。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） じゃ、近藤委員、もう一度。

近藤委員。

○近藤善人委員 1歳児についてはおおむね5人ということなんですけども、それによって保育士さんはふえるのか。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

浅井課長。

○保育課長（浅井俊一君） 現状のところ、今、1歳児について5人という運用でやっていますので、もしも今6人でやっている部分であると、例えば12人子どもがいる状態できくと、要は5人だと3人要するという基準になりますが、6人だと2人で済むという形になります。必然的にふえるという形になるかと思えます。

以上です。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 昨年も関連した条例案の議論の中でお答えもいただいたと思うんですが、現在、家庭的保育の事業所が豊明市にあるかどうかと、あとはもしあれば事業所が今回の改定で影響を受けるかどうか。それから、基本的に豊明市では家庭的保育の事業所を広げていくという考えはないというふうにお話をいただいたと思うんですけども、その点についてもお答えいただきたいと思えます。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁を願います。

浅井課長。

○保育課長（浅井俊一君） まず、家庭的保育事業所があるかというところですけど、今のところありません。それから、認めているところもございません。あと、特にそのような申し出も今のところはないと。事業所からの申し出もないという形になります。

今後の方向的につきましても、これは従前から申し上げているところですけども、保育の質の部分で少し緩いといえますか、そういう部分の基準がございますので、そのあたりについては今後としても基本的には認めていかない方向で考えておるところでございます。

以上です。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第71号については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第71号につい

ては、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第72号 豊明市休日診療所条例の一部改正についてを議題とします。

本案件について、理事者の説明を求めます。

小川健康長寿課長。

○健康長寿課長（小川正寿君） それでは、議案第72号 豊明市休日診療所条例の一部改正について御説明いたします。

この案を提出いたしますのは、手数料の適正化を図るため、豊明市休日診療所条例の一部を改正する必要があるからでございます。

それでは、改正内容を説明しますので、1枚おめくりください。

豊明市休日診療所条例別表中、診断書を1,610円から1,650円に、死亡診断書及び精密診断書を2,160円から2,200円に、死体検案書を1万800円から1万1,000円に改めます。

附則として、この条例は令和2年4月1日から施行するものとします。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 先ほどの議案第69号と同じように、今回の手数料改定の経緯というか、そういったものをちょっと御説明いただければと思います。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁を願います。

小川課長。

○健康長寿課長（小川正寿君） 市全体としてはおおむね5年程度で見直しを行っておりますが、以前といたしますと平成25年度末、26年2月に消費税が8%になるというタイミングで改正をしているものです。それから5年たって、見直しをその間にもやっておるんですが、消費増税の延長もございましたので、このタイミングにて改正するものとなったものでございます。

以上でございます。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 金額が引き上がっているわけですがけれども、わずかな額ではあるかもしれませんが、ここ数年、毎年のように最低賃金などの上昇もあって人件費などの引き上がりというのはあると思うんですが、何に基づいた引き上げかというところなんかはお答

えいただけるでしょうか。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁を願います。

小川課長。

○健康長寿課長（小川正寿君） 見ていただければわかるかと思いますが、このアップについては消費税アップ分を見ておるものでございます。

以上です。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

近藤委員。

○近藤善人委員 表の死体検案書というものはどのようなものでしょうか。お願いします。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

小川課長。

○健康長寿課長（小川正寿君） 具体的にどういった状態で亡くなったかというものを示したものでございまして、死亡診断書というのは逆に亡くなったよということの診断のもので、それが詳しくなったというふうに思っていたいただければいいかと思えます。

以上です。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 議案第72号 豊明市休日診療所条例の一部改正について、反対の意見で討論をします。

先ほどの69号と同様の考えですけれど、今も質問でお答えいただいた金額の上昇分の主な理由、経緯としては、今回の10月1日からの消費税の税率の上昇ということでしたので、先ほどもお話しした趣旨と同じように、住民の生活の苦しさなどを考慮すると、やはり公共の料金、もしくは税などは市民の負担軽減のほうに努めるべきではないかというふうに思う立場から反対であります。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

堀内委員。

○堀内ちほ委員 議案第72号、豊明市休日診療所条例について、賛成の立場にて討論をいたします。

今回の手数料の改定は消費税増税に合わせたもので、料金改定に対する妥当な判断であ

ること、適正な価格であると思いますので、条例改正案について、賛成するものとします。

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 議案第72号、豊明市休日診療所条例について、反対の立場で討論をします。

先ほどの議案第69号と同様に、使用料、手数料の改正についてになります。消費税増税もあり、大変な時期で、このタイミングでの変更について、反対といたします。

以上です。

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第72号については原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） 賛成多数であります。よって、議案第72号については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第76号 豊明勤労会館条例の一部改正についてを議題とします。

本案件について、理事者の説明を求めます。

二宮子育て支援課長。

○子育て支援課長（二宮眞由美君） それでは、議案第76号 豊明勤労会館条例の一部改正について御説明をします。

この案を提出するのは、施設用途の一部変更及び使用料の適正化を図るため、豊明勤労会館条例の一部を改正する必要があるからです。

では、1枚おめくりください。

今回の主な改正内容は2点あります。

1点目は、豊明勤労会館内で児童クラブを令和2年度から実施するため、設置目的及び施設使用室の変更です。令和2年度からは多目的ホールのみ貸し館業務を行います。第2条中、目的の変更です。「勤労者等の教養と文化及びスポーツの振興を図るため」を「勤労者等の地域福祉の向上を図るため」に改めます。

2点目、使用料の適正化を図るため、使用料の変更です。別表第7条関係、多目的ホールの使用料が午前、2,280円から2,730円、午後、3,040円から3,640円、夜間、2,660円から3,190円、全日、7,980円から9,560円及び冷房費が1時間当たり1,020円から1,220円になります。

附則として、この条例は令和2年4月1日から施行します。経過措置として、この条例の施行日以降に利用の許可を受けた者に係る使用料からこの条例は適用し、同日前までに利用の許可を受けた者に係る使用料については従前の例によります。

以上で終わります。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 当たり前の話かもしれませんが、御説明のあったとおり、第2条中、会館の趣旨というものをこのような中身に変えるというのが当然これまでの教育分野の施設から福祉の分野の施設に変わるという趣旨をもともと変えないと事業を行うに当たって適切でないからと、そういう理由でしょうか。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁を願います。

二宮課長。

○子育て支援課長（二宮眞由美君） そのとおりです。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

近藤委員。

○近藤善人委員 資料の一番最後なんですけども、多目的ホールを半面使用する場合はという6が削られているんですけども、今までに多目的ホールを半面使用したということがあるのかどうかということと、なくした理由をお願いします。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

二宮課長。

○子育て支援課長（二宮眞由美君） 現在、多目的ホールを半面で使用される方がずっとみえないということで今回削除させていただきました。

以上です。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

近藤委員。

○近藤善人委員 もう一点、エアコンの使用料なんですけども、以前、私、利用している方から30分単位にできないかということのを伺ったんですけども、これは1時間のままで、30分にするにはできないんでしょうか。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁を願います。

二宮課長。

○子育て支援課長（二宮眞由美君） こちらのほうは30分ではなくて1時間というふうで計算させていただいて、30分ごとにとというのは考えておりません。

以上です。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 資料のほうを見ながらお話しします。これまで冷暖房費については1,020円が1,220円ということで、先ほどの2つのことの料金改定、手数料改定からすると引き上がりの額が大きいというふうに思うんですが、これは増税にかかわる引き上げの理由とは別と考えればいいんでしょうか。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁を願います。

二宮課長。

○子育て支援課長（二宮眞由美君） 今回、こちらのほうの使用料に関しては受益者負担率ということで考えましたので、増税というよりもそちらの受益者負担割合ということで考えています。

以上です。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

近藤委員。

○近藤善人委員 先ほどのことなんですけども、夜間の使用が5時半から9時ということなんですけども、ここでやっぱり30分で切つてあるということはエアコンの利用も30分単位にできないでしょうか。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

二宮課長。

○子育て支援課長（二宮眞由美君） 30分単位では考えておりませんので、1時間単位、ただ、夜間は涼しい時間になると切つていかれるので、今回は時間で計算させていただきました。

以上です。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 先ほどの話の下の行の部分ですが、引き続き営利活動の項目は生きておるんですけれど、文化会館とかスポーツ施設の教育分野の施設だとある程度営利目的の事業というのはあるかなと思うんですが、福祉分野に変わるという意味ではほぼそういう趣旨の施設ではなくなるかなと思うんですが、これは生きたままということでしょうか。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

二宮課長。

○子育て支援課長（二宮眞由美君） 今回は残してあります。

以上です。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 議案第76号 豊明勤労会館条例の一部改正について、賛成をいたしますが、少し意見も言いたいと思います。

まず、最初の趣旨の目的が、分野が変わるという点で、その位置づけを変えるということは、これからの児童クラブの運営を行うという点では仕方がない部分があるのかなというふうにとめました。料金改定については先ほどの2つの議案についてと同じ考え方で適正な利用者負担のあり方を見直したということでもありますけれども、本来であれば、せめて据え置きやこれまで同様の利用の促進の意味で引き下げていただきたいなと思うんですけれども、最初に前段で申し上げました理由でやむを得ないと考えたので賛成とします。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 議案第76号 豊明勤労会館条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

先ほどの議案69号、72号と同様、今回の76号も使用料の適正化を図るための一部改正になります。今までと同様の理由で使用料の金額増も大きいし、大変な時期ということもあり、反対といたします。

以上です。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第76号については原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 賛成多数であります。よって、議案第76号については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第78号、豊明市一般会計補正予算（第5号）についてのうち、本委員会所管部分についてを議題といたします。

本案件について、理事者の説明を求めます。

小川健康長寿課長。

○健康長寿課長（小川正寿君） それでは、議案第78号 令和元年度豊明市一般会計補正予算（第5号）の健康長寿課所管分の補正予算について御説明申し上げます。

歳出の説明をいたしますので、補正予算書の9、10ページをお開きください。

下段、3款1項2目 老人福祉費、1 老人福祉事業、説明欄、シルバー人材センター補助金の64万3,000円の増額は、事務局職員の交代により補助金の増額を行うものでございます。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 二宮子育て支援課長。

○子育て支援課長（二宮眞由美君） 子育て支援課所管分につきまして御説明をいたします。補正予算書の11ページ、12ページをごらんください。

初めに、歳出のほうを説明させていただきます。

中段の3款2項 児童福祉費、1目 児童福祉総務費662万2,000円の増額です。説明欄をごらんください。3 児童福祉事務事業、児童遊園地遊具撤去工事費60万2,000円の計上をさせていただきました。児童遊園地3カ所の遊具の撤去費用です。放課後児童健全育成事業補助金62万円の増額、市内民間の児童クラブに対する補助金の増額です。児童福祉施設入所措置費540万円の増額です。当初1世帯を見込んでいましたが、現在2世帯ということで増額をさせていただきました。

続いて、歳入について説明をさせていただきます。5ページ、6ページをごらんください。

上段、14款1項 国庫負担金、1目 民生費国庫負担金、2節 児童福祉措置費負担金270万円の増額、下段の15款 県支出金、1項 県負担金、1 民生費県負担金、3節 児童福祉措置費負担金です。こちらのほうは先ほど歳出で説明させていただきました児童福祉施設の入所の分に対する補助金で、国のほうが2分の1、県のほうが4分の1の補助です。

中段、14款 国庫支出金、4項 国庫交付金で1目 民生費国庫交付金、児童福祉費交付金です。子ども・子育て支援交付金20万7,000円の増額、及び、1枚おめぐりください。7ページ、8ページの上段、15款 県支出金、2項 県補助金、2 民生費県補助金、4 児童福祉費補助金の地域子ども・子育て支援事業費補助金20万7,000円の増額、これは歳出で説明をさせていただきました放課後児童健全育成事業補助に対する国及び県の補助、各

3分の1ずつです。

4ページをごらんください。

第2表、債務負担行為補正、追加のところでは、一番上の放課後児童健全育成事業業務委託事業について説明します。

令和2年度から令和6年度の小学校内で実施する4カ所分の委託をするものの限度額2億2,887万9,000円です。

以上で子育て支援課分の説明を終わります。

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） 浅井保育課長。

○保育課長（浅井俊一君） それでは、保育課所管分について御説明をいたします。

歳出から御説明をいたします。補正予算書の11、12ページをお願いします。

2つ目の表の2段目、3款2項2目 保育費、2 保育事業2,058万7,000円の増額でございます。これは本年度当初予算として3園分を計上させていただきました保育園のトイレ工事について、工事費用等の高騰などから不足が見込まれる分として増額を行うものでございます。

続きまして、歳入のほうをお願いいたします。7ページ、8ページにお戻りください。

一番下の表、21款 市債、1項2目の保育園改修事業1,640万円は、歳出で御説明いたしました保育園トイレ工事の増額分に80%の充当率で市債を発行する増額補正でございます。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑についてはページ数を示してからお願いします。

質疑のある方は挙手を願います。

近藤委員。

○近藤善人委員 今の11、12ページの保育事業、保育園営繕工事費、非常に大きな金額の増額なんですけども、内容はどのようなことかと工事がいつからいつまでで園児への影響はあるのかどうか、お願いいたします。

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） 答弁を願います。

浅井課長。

○保育課長（浅井俊一君） こちらにつきましては、まず3園分の工事の内容になっています。全体としては中部保育園、それから、青い鳥保育園、それから、西部保育園になっています。今回、中部保育園、青い鳥保育園につきましては既に着手が実はしてございま

す。こちらは6月に入札をしまして現在工事中であります。中部保育園、青い鳥保育園については現在進行中で、一応2月までの予定であります。それから、もう一つの西部保育園につきましては、今回補正をお認めいただいた後に着手するような形になります。11月から3月の中旬までという形の工期で予定をしております。いずれも基本的にはどうしても運用しながら保育園の工事をしてまいりますので、園児への影響がないかと言われれば若干ある形にはなってしまいますけれども、できるだけ注意をして、そこは十分に配慮して進めていくという方向で考えております。

以上です。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

近藤委員。

○近藤善人委員 答弁漏れ、工事の内容、主な増額分の。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

浅井課長。

○保育課長（浅井俊一君） 工事の内容としましては基本的にトイレ工事、床の乾式化を行うこと、それから、段差解消をすること、それから、あと、洋式化をする物件がたくさんございます。それから、あと、トイレブースを撤去して新設をするというような形、更新するような形、建具等の新設も行います。あと、現状のタイルとかが壊れているような部分については補修をする。それから、あと、天井については再塗装するか、または張りかえをするかという形になります。あと、換気扇等の新設、それから、あと、照明のLED化、そのあたりを予定しているものでございます。

以上です。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

近藤委員。

○近藤善人委員 それは全て当初では予想がつかなかったことなんでしょうか。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

浅井課長。

○保育課長（浅井俊一君） まず、当初予算と今回計上させていただいているところの差の部分でございます。当初予算につきましては、実施計画も含めたところの概算予算で含んでおるといところ、それから、あと、昨年度にトイレ工事の部分の設計委託を出しております。これは決算のときにもちよっとお話があったかと思いますが、5園分のうちの今回、翌年度に3園分として今回の分を設計するような形になってまいります。その部分の設計が上がっている段階では3月ぐらいに納品がされているという形になっておりま

すので、その部分で当初予算に反映できていないというところから差が生じているということでございます。

以上です。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 ページ数が10ページ、3款1項2目 老人福祉費のシルバー人材センターの件ですけれども、御説明で局長の扱いが再任用から専門員にということでしたが、専門員に変わって日常的な人材センターの業務がよりよくなったというか、運用上こういう利点があるというふうなことはあるでしょうか。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

小川課長。

○健康長寿課長（小川正寿君） シルバー人材センターの9割を補助しているということで、今回、事務局長が交代に伴い増額するものなんですけど、この給料表自体が市の職員の給料表を使っているということもあって、今、部長職を退職された方は主事ではなくて専門員という級のところでお支払いするというところでございますので、どちらかというところ、部長職の方は今までそれ以外の職員よりも貢献できるだろうということの級のところでございますので、前も部長職であったということであれば変わりはないかと思いますが、それ相当の給料になったというふうに考えております。

以上です。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

堀内委員。

○堀内ちほ委員 11ページの3款 民生費、2項1目 児童福祉施設入所措置費というものがちょっと高いと思うのですが、これはどういうものなのでしょうか。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

二宮課長。

○子育て支援課長（二宮眞由美君） 児童福祉施設入所母子生活支援施設の方です。前回、一般質問のほうでもごとう議員さんからありましたが、金額が高いんじゃないか。施設ごとによって利用料が違う。それは国の基準で決まっていますので、現在新しく入った方の施設の利用料が高いというところで、その予算で今回12カ月分を計上させていただいたことで金額が多くなっています。

以上です。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

堀内委員。

○堀内ちほ委員 何世帯ぐらいのことなんですか。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

二宮課長。

○子育て支援課長（二宮眞由美君） 済みません、まず1点修正で、ごとう議員から議案質疑、一般質問ではなくて議案質疑でした。訂正させていただきます。

今言った児童福祉施設の入所措置費、今回の分ですが、1世帯3名分です。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

近藤委員。

○近藤善人委員 関連なんですけども、わかる範囲でいいんですけども、入所に至った原因とかは教えていただけるのでしょうか。どこからとか。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁できればで結構です。

二宮課長。

○子育て支援課長（二宮眞由美君） どこからというのは、市から、豊明市に住んでいる方です。施設は市内にはありませんので、市外で、入所した理由は、申しわけないですが、個人的なことなのでお答えできません。

以上です。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 ページが12ページ、3款2項1目 児童福祉総務費の放課後健全育成事業、先ほどちょっと聞き間違ったかもしれない、民間児童クラブへの費用ということで、何件というか、何事業所かというのはわかるのでしょうか。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

二宮課長。

○子育て支援課長（二宮眞由美君） 2カ所の児童クラブに対してです。

以上です。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 同じ12ページの3款2項1目の児童遊園地遊具の設置や撤去というのは、区なのか、市なのかとかいうルールはどうなっているのでしょうか。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

二宮課長。

○子育て支援課長（二宮眞由美君） 豊明市児童遊園地設置費等補助金交付要綱に基づいて実施しております。新設についたり、新しい遊具を撤去する場合はこの補助金を使用させていただくか、各区町内が管理ですので、そちらが負担して設置されるか、自力でやられるかということになります。今回、廃止につきましては、この要綱の中で危険なものをいつまでも置いておくというのはなかなか費用もかかって町内会もなかなかできないので、子どもさんの安全を考えて市のほうで撤去できるように今回要綱を4月から変えていますので、それで今回撤去費用を市が実施するということになりました。

以上です。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 先ほどの中身で民間児童クラブ2カ所に対しての費用の金額と中身と
いうか、理由についてもちょっとお話しいただきたいと思います。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

二宮課長。

○子育て支援課長（二宮眞由美君） 1カ所につきましては、放課後児童支援員を1名増加させていること、また、10年以上経験がある方が事務局長として配置されていること、もう一カ所についても放課後児童支援員を1名増員させたことが今回の増額理由です。

以上です。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 10ページ、3款1項 老人福祉費のシルバー人材センター補助金についてなんですけれども、ごめんなさい、私が余り理解ができていなくて申しわけないんですけれども、元部長職の方が今回事務局長としてシルバー人材センターのほうに行かれて、市役所の表のと通りの専門員の部分の給与ということなんですけれども、これはもともと今までもそのような形だったのでしょうか。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

小川課長。

○健康長寿課長（小川正寿君） 退職の職員、再任用のときには主事級というところが一般的に使われておったんですが、部長職については少し前に主事級ではなくて少し高い専門員級に位置づけるということのルールが市役所の中で決まりましたので、それに準じてシルバーについてもやっておるというものでございます。平成29年でございます。

以上です。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 これはなぜその基準が変わったのかというのはわかりますか。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

小川課長。

○健康長寿課長（小川正寿君） 部長職はやはりいろんな経験をし、いろんなアドバイスを
する上でもやっぱり主事よりもある程度高いところに置いたほうがいろんな仕事の
効率的というか、その役を果たせるだろうということでそういった位置づけになったとい
うふうに理解しております。

以上です。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 これは、そうなると、前職のクラスで今給与が決まっていると思うん
ですけれども、民間の業者から新しく同じ事務局長とかとなるとどうなるんでしょうか。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

小川課長。

○健康長寿課長（小川正寿君） 基本的には給与基準というのを市の給料表を使っている
というものでございますから、民間から来ても同様だというふうでございます。

以上です。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

中村委員。

○中村めぐみ委員 議案第78号 令和元年度豊明市一般会計補正予算（第5号）について、
反対の討論をいたします。

今聞いた中での判断なのですが、やはりシルバー人材センターのほうの給与が給与の
表はあるんですけれども、前職の部分の職のところをこのぐらいやっぱりこの方はできる
だろうと見越してやるというのはどうしてもおかしいと思ってしまうので、今回反対とさ
せていただきます。

以上です。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 議案第78号 令和元年度豊明市一般会計補正予算(第5号)について、賛成の討論をします。

質問にお答えもいただきました。あと、皆さんの質問も聞いて、保育園のトイレの改修については、改修内容を一つ一つお聞きすると一般的な改修内容ですし、トイレに必要な、もしくは附帯設備に必要な機能ばかりだとは思ったんですが、であれば、設計、検討段階から正確に業務を遂行するとあらかじめつかんでおける中身にもなるのかなとも同時に思いました。これからはそういった設計や検討段階での精度を高めていていただきたいと思うのと、それから、もう一つ、触れはしませんでしたけど、債務負担行為の点については改めて本会議のほうでまとめて述べたいと思いますが、それ以外の部分についてのおおむねこの委員会の所管部分については賛成と考えます。

○健康福祉委員長(鵜飼貞雄議員) ほかにございませんか。

(進行の声あり)

○健康福祉委員長(鵜飼貞雄議員) 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第78号のうち本委員会所管部分については原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○健康福祉委員長(鵜飼貞雄議員) 賛成多数であります。よって、議案第78号のうち本委員会所管部分については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書については私に一任願えますか。

(異議なしの声あり)

○健康福祉委員長(鵜飼貞雄議員) ありがとうございます。委員会報告書については例に従い提出をさせていただきます。

長時間にわたり御審査御苦労さまでした。これにて健康福祉委員会を閉会いたします。

午前11時10分閉会